石川県立看護大学
生成 AI 利用基本ガイドライン

：令和 8 年 9 月 15 日
石川県立看護大学学長　真田弘美

前文

近年、生成 AI は教育、研究、業務を支援する有用な技術として急速に普及している。一方で、誤情報の生成（ハルシネーション）、偏りを含む出力、個人情報・機微情報の漏えい、著作権等の権利侵害、学修成果や研究成果の信頼性への影響など、十分な理解と管理を要するリスクが存在する。

本ガイドラインは、文部科学省「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」（令和 5 年 7 月 13 日周知）、文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver.2.0」（令和 6 年 12 月 26 日）および人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（2025）を参考に、本学の教育理念、看護学教育の特性、公立大学としての社会的責任を踏まえ、学生および教職員が生成 AI を適切かつ責任ある形で利活用するための基本的な考え方と留意事項を示すものである。なお、本学における生成系 AI の使用については絶対的な禁止とはしないが、利用においては以下の事項を厳守することとする。

1. 目的および適用範囲

本ガイドラインは、石川県立看護大学に所属する学生、教職員その他本学の教育・研究・業務に関わる者が生成 AI を利用する際の基本的な判断基準を示し、学問的誠実性、研究倫理、個人情報保護、情報セキュリティおよび社会的信頼を確保することを目的とする。

本ガイドラインは、講義、演習、実習、レポート・論文作成、研究活動、入試・広報・総務等の大学業務、地域連携活動、卒業生および修了生の継続学習活動その他本学の活動に関連する生成 AI の利用に適用する。BYOD（私物端末）を含め、学外からアカウント取得した有料サービスを問わず適用する。

2. 用語の定義

1) 「生成 AI」とは、利用者の指示（プロンプト）に応じて、文章、画像、音声、コード等を新たに生成する AI システムをいう（ChatGPT、Microsoft Copilot、Google Gemini、Claude、画像生成 AI、コード生成 AI 等を含む）。
2) 「学習する」とは、入力されたデータやプロンプトが、当該サービスのモデル更新、品質改善、二次利用に使われることをいう。
3) 「重要情報」とは、第 4 節に定める A 区分および B 区分の情報をいう。
4) 「オプトアウト設定」とは、入力データが AI の学習およびモデル改善に利用されないよう、サービス側で提供する設定をいう。

3. 基本方針

1) 生成 AI は補助ツールであり、利用者の思考、判断、説明責任を代替するものではない。教育内容の妥当性判断、学生の評価、研究上の意思決定、患者・対象者の安全や権利に関わる判断は、利用者自身の専門的・倫理的判断に基づいて行う。
2) 生成 AI の出力には、事実と異なる内容（ハルシネーション）、架空の文献・データ、偏り、不適切な表現、既存著作物との類似が含まれる可能性がある。出力結果は必ず一次資料、信頼できる文献、公式情報等により確認し、無批判に利用しない。
3) 生成 AI を利用した場合は、授業担当者、指導教員、倫理審査委員会、投稿規程、提出先機関等の指示に従い、必要に応じて利用した生成 AI の名称（サービス名・バージョン）、利用日、利用目的、利用箇所、入力内容および出力内容の概要を記録・明示する。
4) 生成 AI の利用にあたっては、個人情報保護法、著作権法、関連看護・医学系研究倫理指針（「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等）、本学規程、実習先・共同研究先・委託元等との契約および守秘義務を遵守する。
5) 生成 AI は看護職としての専門的判断・倫理的責任を代替するものではない。利用者は提供された情報を批判的に吟味し、最終的な判断は利用者自身が行うことを原則とする。

4. 情報の重要度分類と入力基準

生成 AI に入力した情報は、サービスの仕様や設定により外部サーバーに送信・保存され、学習や品質改善に利用される可能性がある。入力前に利用規約、データ保存設定、学習利用の有無、オプトアウト設定等を確認し、表 1 および表 2 に基づき入力の可否を判断する。

表 1　情報の重要度分類

区分	情報の性質・例	入力基準
A：入力禁止情報	個人情報（患者・対象者・学生・教職員を識別し得る情報）、特定個人情報、要配慮個人情報、実習施設・医療機関の内部情報、未公開研究データ、未公表の入試問題、契約上の秘密情報、許諾のない第三者著作物、本人の許諾なく取得した肖像・録音、診療録・看護記録の写し等	入力禁止。匿名化・仮名化しても再識別のおそれがある場合は入力しない。実習施設の規程、病院情報システム（HIS）のデータ、電子カルテ記載内容、関連図・看護過程のドラフトも対象とする。
B：慎重な判断が必要な情報	学内限りの資料、作成途中の授業資料・研究計画、未公表の会議資料、個別事例を含む教育・研究・業務上の情報等	原則として入力しない。利用が必要な場合は、責任者に相談し、十分に一般化・抽象化したうえで、入力目的・範囲・保存設定を確認する。
C：入力可能な情報	既に公開されている情報、個人や組織を特定できず権利侵害のおそれが低い一般的な情報、自身が作成し公開して差し支えない文章等	入力可。ただし、出力内容の正確性、著作権、引用ルール、偏りの有無を確認する。

表２　AI の種類と表１（A・B・C）に基づく利用可否

項目	法人全体契約 AI	個別契約 AI （データ保護あり）	個別契約 AI （データ保護なし）	ライセンスフリーAI
定義・対象	大学が契約し、業務アカウント下で利用するサービス。データ保護条件が大学として確認・管理されているもの。	個人・部署単位で登録・契約し、オプトアウト設定、DPA 等によりデータ保護が確認・適用されているもの。	個別契約だが、データ保護設定が未確認・未適用のもの。	アカウント発行や明示的な契約を行わず、規約同意等のみで利用できるサービス。
データ保護	◎ 高い 外部流出・モデル学習等が契約・管理上制限される	○～△ 設定・契約内容による。利用前に条件確認が必要	× 低い 入力情報の保存・学習利用等の懸念がある	× 低い 入力情報の保存・学習利用等の懸念が高い
A：入力禁止情報（表 1）	× 入力禁止	× 入力禁止	× 入力禁止	× 入力禁止
B：慎重な判断が必要な情報（表 1）	△ 条件付き 原則入力しない。必要時は責任者に相談し、一般化・抽象化、利用目的・範囲・保存設定を確認	△ より慎重に判断 責任者への相談に加え、データ保護設定・契約条件を確認。十分に一般化・抽象化した情報に限る	× 入力しない	× 入力しない
C：入力可能な情報（表 1）	○ 利用可 正確性・著作権・引用・偏りを確認	○ 利用可 契約・設定を確認し、正確性・著作権・引用・偏りを確認	○ 利用可 公開情報・一般情報等に限る。機密情報を含めない	○ 利用可 公開情報・一般情報等に限る。利用規約にも注意
主な利用場面の目安	事務・法人運営、教育、研究における通常利用の第一選択	C 情報を中心に利用。B 情報は必要性と保護条件を確認して限定的に利用	公開情報を用いた一般的な文章作成、発想支援等に限定	公開情報を用いた一般的な検索・発想支援等に限定

判断のポイント

・AI の種類だけで可否を判断せず、必ず先に表 1 で入力情報を A・B・C に分類する。
・A 情報はすべての AI で入力禁止とする。
・B 情報は原則入力せず、例外的に利用する場合も、データ保護が確認された AI を用い、責任者への相談と一般化・抽象化を行う。
・C 情報は利用可能だが、AI 出力の正確性、著作権、引用、偏り、利用規約を確認する

＊現時点で本学が契約している AI は Microsoft365 Copilot となる。学内指定アカウントで、エンタープライズデータ保護（EDP）が適用された Microsoft 365 Copilot　の利用可能となっている。

＊AI 利用にあたってはオプトアウト機能が有効になっていることを確認すること。

5. 看護学教育・学修における利用

看護学の学修は、対象者の生命・健康・生活を理解し、科学的根拠に基づく判断力、倫理的感受性、実践力、協働力を育成することを目的とする。生成 AI は、用語理解、論点整理、文章表現の改善、学修計画の作成、振り返りの視点整理等に活用できるが、専門的判断、実習における対象者理解、看護過程の展開、関連図の作成を代替するものではない。

1)　学生：生成 AI の出力をそのままレポート、実習記録、実習日誌、課題、論文等として提出してはならない。利用する場合は、授業担当教員または指導教員の指示に従い、自らの考察、根拠資料、学修過程を明確にしたうえで活用する。
2)　教員：授業・課題・試験・実習における生成 AI 利用の可否、利用可能な範囲、明示方法、違反時の取扱いを、講義概要（シラバス）および授業内配布物により可能な限り事前に明示する。必要に応じて、筆記試験、口述試問、実演、ディスカッショ

ン、学修ポートフォリオの確認等を組み合わせ、学生自身の理解度と学修成果を適切に評価する。

3) アクセシビリティ確保：生成 AI 利用を推奨する場合であっても、利用を希望しない学生、利用環境の制約がある学生に不利益が生じないよう、教育目標に照らして必要な代替手段（図書館資料、チューターによる個別指導、紙ベースの課題等）を用意する。

6. 臨地実習および患者情報の取扱い【看護学固有規定】

1) 臨地実習における生成 AI 利用は、個人情報保護および対象者の権利擁護の視点から、科目担当者および実習指導者の許可がある場合を除き、原則禁止とする。
2) 実習で知り得た対象者の個人情報（氏名、イニシャル、年齢、性別、入院施設名、所在地、診断名、診療情報、看護過程、関連図、評価、対象者の発言内容、家族情報等）を入力してはならない。匿名化・仮名化のうえでも再識別リスクがある場合は入力禁止とする。
3) ケースレポート、実習記録、実習日誌、事前・事後学習資料の作成に生成 AI を利用する場合は、利用前に科目担当教員および実習指導者の許可を得るとともに、利用した事実（サービス名・日付・範囲）を記録し、提出時に明示する。
4) 実習施設の規程や倫理規定が、本ガイドラインよりも厳格な場合は、当該施設の規程を優先する。複数施設で実習を行う場合は、各施設の規程に従う。
5) 本項の規定に反し個人情報の入力または不適切な利用が発覚した場合、本学学則および実習施設の規程に基づき、実習中止、成績評価対象外、懲戒処分の対象となることがある。

7. 研究活動における利用

研究活動において生成 AI を利用する場合は、研究倫理、研究不正防止（捏造・改ざん・盗用）、個人情報保護、利益相反管理、共同研究契約、投稿先学術誌の方針（ICMJE Recommendations 等）等を確認し、遵守する。未公開研究データ、対象者情報、実習施設・医療機関等から得た情報は入力してはならない。

1) 生成 AI を文献探索、要約、翻訳、文章推敲、プログラム生成、分析補助等に用いる場合も、出典、方法、結果の妥当性を研究者自身が確認する。
2) 研究成果（論文、学会発表、学位論文）に生成 AI を利用した場合は、投稿規程や研究倫理上の要請に従い、「Methods」「謝辞」等の所定の位置に利用内容を記録・開示する。
3) 共同研究・産学連携活動で生成 AI を利用する場合は、連携機関のポリシーも含め統一的に対応する。データが学習される懸念がある場合は、法人全体契約 AI または学習オプトアウト設定済みのサービスを利用する。

8. 教職員の業務利用における留意事項

教職員は、文書作成、要約、刊行物案の検討、教材作成補助、広報文案の作成、業務改善等に生成 AI を活用できる。しかし、以下の業務にかかる判断を生成 AI に依存してはならない。

禁止業務：成績評価および GPA 判定、入試の出題・採点・合否判定、人事評価・昇任・懲戒判断、研究倫理審査・契約判断、危機管理対応・法務判断、学費・奨学金判定、患者対応・医療安全判断

業務で生成 AI を利用する場合、以下を確認する。

1) 入力情報の必要最小化
2) 匿名化・一般化の実施
3) 学習利用を停止できる設定（オプトアウト）の確認
4) 利用規約およびデータ処理契約（DPA）の確認
5) 出力物の事実確認、権利確認、表現の確認
6) 大学の信用に影響する公表資料、保護者向け通知、対外発信文に利用する場合は、複数名による確認を経て発信する

9. 学生および教職員に共通する遵守事項

1) 生成 AI の出力は、正確性、根拠、出典、偏り、不適切表現、権利侵害の有無を自ら確認する。
2) 個人情報、機微情報、未公開情報、実習・研究で知り得た情報、A 区分の情報を入力しない。
3) 生成 AI の利用を隠して自らの成果物であるかのように提出・公表しない。
4) 授業、研究、業務ごとに教員・上司・規程が示す指示に従う。
5) 生成 AI に過度に依存せず、自ら考え、判断し、説明する力の育成を重視する。
6) 生成 AI 利用中は、画面の窃視防止、利用後のログアウト、共同利用デバイスにおける利用痕跡の除去に注意する。
7) サービスの利用規約改定、バージョンアップ、新たな AI サービスの利用開始時には、再度データ保護設定を確認する。

10. 生成 AI 利用の明示・記録方法

成果物（レポート、課題、論文、発表資料、広報物、業務文書等）に生成 AI を利用した場合は、以下の項目を「生成 AI 利用開示欄」または本文中に明示する。

1) 利用した生成 AI の名称およびバージョン（例：ChatGPT-4o、Claude 3.5 Sonnet、Microsoft 365 Copilot など）
2) 利用年月日および利用時間
3) 利用目的（文章校正、ブレーンストーミング、翻訳、プログラミング補助等）
4) 利用箇所（例：第 2 章のドラフト作成、要約作成）
5) 用いたプロンプトの要旨（任意）
6) 利用後に利用者自身が行った加筆・修正の内容
7) 担当教員が独自の様式を定めている場合はそれに従う。投稿論文については当該学術雑誌の規程に従う。

11. 違反時の取扱い

1) 本ガイドラインに対する違反が疑われる場合、教育研究審議会および関係委員会（教務委員会、倫理委員会、情報システム委員会等）が事実関係を調査する。
2) 違反が認定された場合、本学学則、懲戒規程、研究倫理規程に基づき、単位認定の取消し、成績評価対象外、修士・博士論文の取り下げ・再審査、注意・訓告・停学・退学等の懲戒処分、実習中止、再履修命令等の措置を講じることがある。
3) 個人情報の漏えい、研究不正、著作権侵害が疑われる場合は、関係法令に基づき関係機関への報告・公表を行うことがある。

12. 継続的な見直し、研修および周知

1) 本学は、生成 AI の技術動向、法制度、社会的要請、教育・研究・業務における利用実態を踏まえ、本ガイドラインを必要に応じて都度見直す。
2) 学生に対しては初年次必修科目および各実習前オリエンテーションで、教職員に対しては採用時研修にて周知する。また、FD・SD 研修、e ラーニング教材等を用いた研修を随時行うこととする。
3) 生成 AI の利点とリスクに関する具体例、グッドプラクティス、インシデント事例を学内で共有する。
4) AI リテラシー教育を継続的に推進し、批判的吟味能力、情報源の検証能力、ライティング能力等の育成を図る。

13. 問い合わせ窓口

1) 本ガイドライン全般に関すること：教務学生課
2) 研究倫理に関すること：倫理委員会
3) 情報セキュリティに関すること：情報システム委員長
4) 実習における取扱いに関すること：教員　DX 実習記録部会
　　学生　実習科目責任者または実習担当教員

各窓口の連絡先については、教職員は Teams 内の「石川県立看護大学（教職員全体）」、学生は Moodle 内の「教務学生課」をご参照すること。

附則

このガイドラインは、令和８年９月　　日から施行する。

更新履歴

令和８年９月４日　制定

参考文献

No.	データ元	URL	タイトル（発行主体／日付）
1	文科省	https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_01260.html	文部科学省「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」（令和 5 年 7 月 13 日）
2	文科省	https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html	文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver.2.0」（令和 6 年 12 月 26 日）
3	内閣府	https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_guideline/ai_guideline.html	人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（2025）